

1 地域生活支援サービス提供事業者の指定要件の追加、指定有効年限の設定等について

- (1) 地域生活支援サービスの事業所指定にあたり、下表（右列）の法定サービスを提供できる体制づくりを要件とする。

地域生活支援サービス (市町村事業)	左の実施にあたり、提供できる体制づくりを要件とする 法定サービス（基準該当生活介護を除き、県指定）
① 地域活動支援センター	就労継続支援A型、就労継続支援B型若しくは就労移行支援
② 日中一時支援	障害者の場合 ⇒ 生活介護、基準該当生活介護 障害児の場合 ⇒ 児童発達支援若しくは放課後等デイサービス

- (2) 事業所指定から6年経過する時期毎の事業所指定更新期限及び法定サービス提供体制づくりの期限について、下表のとおり猶予期限を設ける。

当初の事業所指定から6年経過する時期	事業所指定の 更新手続期限	法定サービス提供 体制づくりの期限
① 既に6年経過(H28.12.31までに6年経過)	H29.12.31	同左
② H29.1.1以降H30.12.31迄に6年経過	H30.12.31	同左
③ H31.1.1以降に6年経過	6年満了日	同左

注) 新規登録事業所は、施行日(平成29年1月1日)から新基準を適用。

- (3) 法定サービスから移行した地域生活支援サービスの指定申請に関する特例(基準第11条)及び地域活動支援センター事業に関する特例(基準第12条)について、既に不要なため削除する。

2 地域活動支援センター事業におけるサービス提供単価の適正化について

通所による創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進させ、地域における障害者等の自立と社会参加の促進を目的とする事業であるが、サービス提供単価を以下のとおり改める。

●現行：利用区分なし

事業区分\ 障害支援区分	常時介護を 要しない者	加算		
		常時介護を要する者（左欄の 者の額に加算する額）		その他の加算
		区分3	区分4以上	
地域活動支援センター (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型共通)	4,700 円	1,000 円	2,000 円	低所得者に食事提供をした場合は、300 円を加算する。
送迎支援	540 円／片道			

●改正案（時間区分及び単価を新たに設定・常時介護加算を廃止）

利用区分		基準額	加算
地域活動支援センター（各類型共通）	30 分以上 1 時間未満	590 円	低所得者に食事提供をした場合は、300 円を加算する。
	1 時間以上 2 時間未満	1,180 円	
	2 時間以上 4 時間未満	2,350 円	
	4 時間以上 6 時間未満	3,530 円	
	6 時間以上	4,700 円	
送迎支援		540 円／片道	

3 日中一時支援事業におけるサービス提供単価の適正化について

障害者等を一時的に預かり、日常的な訓練等を行うとともに、家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図ることを目的とする事業であるが、サービス提供単価を以下のとおり改める。

●現行：4時間単位の区分から

利用区分\障害区分		区分 1 (障害支援区分 1 又は 2)	区分 2 (障害支援区分 3 又は 4)	区分 3 (障害支援区分 5 又は 6)	重症心身 障害児者	加算
日中 一時 支援	4 時間未満	1, 230円	1, 630円	2, 030円	4, 860円	低所得者に食 事提供をした 場合は、300円 を加算する。
	4 時間以上 8 時間未満	2, 450円	3, 250円	4, 050円	9, 720円	
	8 時間以上	3, 670円	4, 870円	6, 070円	14, 580円	
送迎支援		540円／片道				

●改正案（サービス提供時間と報酬額の適正化（提供区分を細分化））

利用区分\障害区分		区分1 (障害支援区分1又は2)	区分2 (障害支援区分3又は4)	区分3 (障害支援区分5又は6)	重症心身障害児者	加算
日中一時支援	30分以上1時間未満	310円	410円	510円	1,220円	低所得者に食事提供をした場合は、300円を加算する。
	1時間以上2時間未満	610円	810円	1,010円	2,420円	
	2時間以上4時間未満	1,230円	1,630円	2,030円	4,860円	
	4時間以上6時間未満	2,450円	3,250円	4,050円	9,720円	
	6時間以上8時間未満	3,060円	4,060円	5,060円	12,140円	
	8時間以上	3,670円	4,870円	6,070円	14,580円	
送迎支援		540円／片道				

4 社会参加促進事業補助金対象事業の一部移し替え

(1) 現行の障害者社会参加促進事業補助金交付対象事業のうち、以下の事業を自発的活動支援事業の「その他の自発的活動支援」に位置づける。

・自立生活トレーニング教室 ・障害者IT講習会 ・手話教室 ・点字教室

(2) 参加障害者数が60人以上の事業の場合の補助上限額

60～79人：60,000円、70～99人：80,000円、100人以上：100,000円

5 自動車改造等助成に加え、運転免許取得費助成にも適用する所得制限は、以下のとおり。

扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

6 現行の更生訓練費支給の内容（H28年度限りで廃止）

区分	訓練に従事した日が15日以上の場合	訓練に従事した日が15日未満の場合
1ヶ月あたり基準額	3,150円	1,600円